

Title	西ドイツ中世における“Bauerntum”の形成：Codex Laureshamensisを中心として
Sub Title	Formation of "Bauerntum" in "Westdeutschland" : especially based on Codex Laureshamensis
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10) ,p.785(47)- 800(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19551001-0047
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

還れ」といつて婦人労働者を解雇する。そしてこのような見地は、ブルジョア社會が妻の公然または隠然たる家内奴隸制の上にきずかれています。單婚家族をその構成部分としてゐるかぎり、資本家の念頭を去らない。ヒットラーの三K (Kinder, Kirche, Kirche) 子供、聖所、教會) 理論は、資本家のこのような政策を裏づけるものであり、しかも戦争準備の一部として婦人を兵士の妻と母の役目におとし、いれようと望む者を手助けするものであつた。

とにかく、このような結果として、自分の労働力を賣らざるをえない多くの婦人大衆は潜在的過剰人口と同じような失業状態におかれ、また、家内労働に従事する停滞的過剰人口として半失業状態におかれる。しかもさらに下層は浮浪者、賣春婦となるのであつて、まさに「婦人の賃労働の背後には賣淫という暗い影が立つてゐる」。

資本家は、このように相對的過剰人口のなかでたえず増大する婦人失業者および半失業者の壓力を利用して、婦人労働は家計補助的労働であるとか、産前産後の休暇で労働が中斷されるとか、その他いろいろの理由で、婦人の賃金を労働力の價值以下にとくべつ低く壓し下げる。こうして、資本家は、すでにのべたように、婦人労働力の價值が平均的に低いのであつて、とりわけ多くの剩餘價值を搾取するのであり、このことは、婦人が男子と同じような労働をおこないながら、その労働の價格が男子より低いという形態をとつてあらわれる。そこで婦人労働者の不満がよびおこされ、「同一労働同一賃金」の要求がうちだされるのである。

もつとも婦人がまだ、夫の「成功」によつて、あるいは結婚によつて、家庭に落着こうという幻想をいだいてゐるうちは、「同一労働同一賃金」の要求がうちだされるのである。

「同一賃金」の要求はそれほど發展せず、男女間の賃金差を婦人労働者が自らみとめてさへいる。しかし資本主義はこの幻想を容赦なくうちくだしていく。労働者家族は妻や娘が働かなければますます生計を維持しえなくなり、「同一労働同一賃金」の要求は、「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求とともに、貧困化する労働者階級の運命と密接に結びついたものとなつてくる。しかもこの「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求は、婦人の賃金を引下げる婦人失業者の壓力をやらねばならないとして、「同一労働同一賃金」の要求と意識的に結びつけられるのである。この點で、一九五四年七月の第二回國際金屬機械労働者會議において、G・アドウィッチが「同一労働同一賃金」の原則とともに、「働く權利、あらゆる職種の婦人への開放、婦人労働者としての資格の承認」を基本要求としてかかげたことは、注目されねばならない。(最後の部分は統計や資料にもとづいて具體的にのべるつもりであつたが紙数の關係で抽象的敘述におわつた。したがつて結論的部分は、日本獨自の問題とともに別の機會に發表する。)

〔未完〕

(註一) 舟橋尚道「労働の價格とその法則」(經濟評論、昭和二年八月號所載)

(註二) ア・コロンタイ「新婦人論」九九頁。

(註三) 「第二回國際金屬機械労働者會議議事録」五月書房版一三六頁。



西ドイツ中世における“Bauertum”の形成

—Codex Laureshamensis を中心として—

宇尾野久

「寄進帳はカロリング時代の經濟史の最も重要な資料に屬する」⁽¹⁾と A. Dopsch は述べている。確かに寄進帳は賃子帳の内容を説明するものとして當面 C. L. にあらわれてくる直接農耕者の Stand の社會經濟的條件を究明するために不可欠のものと言わねばならない。

然し乍らその限界を見きわめずに絶對的な價值を認めようとすることは既に過去のものとなつてゐる。⁽²⁾

この間の事情に就いて Otto Brunner は次のように述べてゐる。『領主制の古い歴史に對する主要資料である寄進帳と賃子帳は唯、ヘルンシャフトの所有を描寫するのみで、全體の否より小さな地方でさえも土地所有配分を描寫してゐない。加うるに夫等は初期及び高度中世においては殆んど聖界の文書から由來してゐる。然も大部分多くの個別的寄進によつてその所有を増大し、加うるに彼等權争以前には全く「ヘルンシャフト」ではなくて、就中その寄進者や

西ドイツ中世における“Bauertum”の形成

守護のヘルンシャフトに編入されていた聖界のグランドヘルンシャフトは、ここで當然誤つたビルドを呈示してゐる。然し後期においても俗界グランドヘルンシャフトの賃子帳はある場所の土地所有配分を確定するのに充分でない。このことは或る Hohl の收入記述としての賃子帳の性格によるものである。……故に(中世または十三世紀末までの少い資料に限定されずに)十八及び十九世紀のずつと後の豊富な資料から出發し、此處から古い時代にもどる作業をせねばならない』と。勿論 A. Dopsch も亦賃子帳の限界に就いては最も良く熟知せる編修者であり「その本質上當時(十一十三世紀)の賃子帳は均齊なまた完全なその映像を與えない。當時の賃子帳は賃子で貸出された土地のみを記そうと慾し、尙自己經營にある土地に就いては何ものも含まない」と述べてゐる。

そのような制約にも不拘 C. L. の中で直接農耕者のどの程度の生産條件が知られ、また之等の農耕者の社會政治的 Stand はどのようなものとしてあらわれて來るであらうか?

屢々引證されるカール大王の御料地令の自由民の本來の社會經濟

状態を示唆するものとして *Formulae Sirmundicae* (*Turonenses*) N. 43 (MG. FF. 1, 158) は左の如くに述べている。

他人の勢威に托身する者何某(私)より

御館様某宛

私が

衣食の資に乏しき次第は貴殿の良く知り給う處なり、されば貴殿の御敬虔にすがり申し、貴殿の庇護に私を委ね若しくは托身する様私に於いて自由意思にて決定せり。斯くて又私が行うべきこと(左の如し)。即ち夫に對し私が貴殿に奉仕し、貢獻し得る生活の資並びに衣服を以つて貴殿は私を扶け、支持せねばならず、また私は生きて居る限り、自由民の状態で貴殿に奉仕若しくは義務を果さねばならない。且つ私の生涯を通じて貴殿の勢威若しくは庇護から離れずに私の生涯を貴殿の勢威と保護のもとにとどまらねばならぬというぐあいにするべし。このために吾等の一方がこの契約を忌避せんとすればそれだけの金銭をその相手方の契約者に支拂い、また契約自體有效にとどまるよう同意す。斯くて同一内容でしたためられた二通の書狀を相互に作成し確認すべし、兩者また斯くの如くなすべきこと(以上の如し)。

右の書式は *Seniorat* (つまり *Herr* (Senior) と *homines* の關係を示すものであるが *F. Lütge* がカロリング以前の *グルトント* *ヘルンシャフト* には *Das persönliche Moment* が強く前面にあらわれており、此處では *ヘルンシャフト* は土地所有ではなしに人間に基づいてゐる、つまり *Munt* (人間に對する *Gewalt und Schutz*) がその本質的要素であると述べている如く、後期の *reale* (*echte*)

Grundherrschaft よりはより純粹な人間關係をあらわしている。然しカロリング期における之等の自由民はよりレアルな社會經濟關係の中であらわれてくる。

C. L. に屢々見受けられる *acoli* (*acolae*) は、このような屬人的な部族法典の意味での自由民として現われる譯であるがしかしすでに上述の如く自由の意味構造の轉換により、よりレアルな社會政治關係、つまり *Munt* のより現實的な社會經濟關係の具體的な擔い手となる。しかしその際自由民自身の發意 (*voluntas*) と *ロル* *シュ* 聖堂のレアルな *ムント* の展開の統一がその實現の契機となつてゐる。

Glossar de Ducange によれば *Accolae* はその出典の時代と場所により著しい變化を示している。サリカ法典 (*K. A. Fokhardt* 編修) の LXXX. *De migrantibus* にみられる村内移住者の如き意味で *hérakos*, *répokos*, *érokos*, *reapré* とつた性格がみられるであろうが然し *Ducange* の引證している引用例の中に C. L. の *acolae* の説明で最も適切と見做されるのは “*accola, qui alienam terram colit. Accola, qui in eodem loco manet.*” である。高地ドイツ語の語彙集も亦 *acolae* に就つて “*qui alienam terram colit—lantsdileo der framada erda niuzit*” (他人の土地を利用するランツの居住者) と言うように語つてゐる。

R. Köschke は之等の *acoli* が部族法的な意味での、つまり部族共同體的な意味での自由民であり、更に “*landlose Freie*” であつたと述べてゐる。F. Lütge は若しこの見解が正しければその

1097. “*aculabus*” (782. Febr. 27.)

テーゼであるカロリングの社會經濟構造の轉換と共に(部族法的な意味での)自由と非自由の内容の推轉が起り、*acolae* の人格的な自由の侵害なしに主人の *Grundholden* となることの例證として擧げてゐる。このようにカロリングの土地なしの自由民は社會經濟的な *Stand* の保持者であると同時に *Muntherrschaft* のもとに入る關係上政治的な支配關係としての *Stand* の保持者に轉化する。C. L. の寄進帳にあらわれる *acolae* は左の如くその数が僅少であるがしかし必しも同一の社會經濟状態のものとしては現われてゐない。

Urk. Nr.

5. “*nec ad homines suos, tam ad ingenus quam et ad seruitentes, seu acolatus ipsius monasterii distringendum.*” (772. Mai.)
6. “*acolabus, mancipiis.*” (773. Jan. 20.)
7. “*acolabus, mancipiis.*” (774. Sept. 2)
12. “*farinarius, mancipiis, acolabus.*” (786. Febr. 25.)
13. “*farinarius……mancipiis, accolis.*” (788. Juni 7.)
14. “*accolis, mancipiis LXIII.*” (790. März 1.)
178. “*edificis, acolabus, terra culta.*” (782. Jan. 21.)
210. “*acolabus, mancipiis.*” (768-778.)
268. “*acolabus, mancipiis XII.*” (782. Juni 8.)
502. “*acolis, mancipiis.*” (782. März 6.)
505. “*acolis, mancipiis.*” (788. Juli 11.)
552. “*acolabus, mancipiis.*” (767. Sept. 13.)

西フランク王国の “*Bauerntum*” の形成

右の文書に現われた *acolae* の大部分は非自由民の上位に置かれてゐる。従つて之等の人々が一應部族法上の自由民であつたと推定しても大きな誤差は起らない様に見える。更に彼等が “*landlose Freie*” であることも他の動産や不動産と共に寄進の對象になることによつて確認される。この點で *Ducange* は “*acolae, coloni seu ascriptici, qui simul cum praediis venibant.*” [土地財産と同時に來たれる近住(小作)人、小作人若しくは土地附屬人]とも述べてゐる。然し乍ら上述の文書のすべてが *acolae* が他の非自由民より上位にあることを示してゐる譯ではなからず。殊に C. L. *Urkunde Nummer 5.* のそれは明かに *ingenus* と相對置される *seruitentes* としての “*servientes(Ulfreien) seu acolatus*” と述べてゐる。従つて部族法における自由、非自由の外に更に *Seniorat* 内部におけるよりレアルな社會經濟關係が問題となつてゐる譯である。つまり *ingenus* はその職能の限定されぬ王の *Munt* に服する *ロルンツ* 聖堂の *homines* であり、*servientes* sive *acolae* はその職能の限定されたものとしてあらわれてくる。従つてそのような社會經濟的な機能轉換と社會政治的な意味轉換によつて初めて他の寄進文書における *acolae* の序列の意味が理解される。つまり寄進者の側からすれば *mancipia* の如く解放の際の解放金の要求権もなくその機能の點で非自由民と等しい *acolae* は時には非自由民より劣弱な價值しか認められず、むしろ譜代の非自由民 (*Erbenfreien*) あるいは *Familia* の新來者として輕視される場合も起り得たのであらう。

殊に之等の *accolae* が *huba serviles* (*die Diensthufe*) に住み、*Urbar* に記載される (*adscriptio*) 場合にはたとえ遠隔地を小作するとしていても *mancipia* 以上のものであるとの社會經濟的評價は必しも期待しがたく、主人の庇護なしには困難な状態にあり、後期の都市の發展期に都市に逃亡する *colonus* に對する如く特に *Schollpflichtigkeit*, または領主の *Familia* 外への *Eigen* の移轉禁止等の規定を *Lex familia* 又は *Ius agriculturalium* (*Freistift*)⁽¹²⁾ と稱したものの規定したべしとの懸念はなからざるべき。

(註) 但 C. L. Urk. Nr. 5 の原資料の問題の箇所は “*nec adhomines suos ta' ad ingenuos qua' Tad servientes seu accolatas ipsi monasterii distringendu'*” となくして居り、K. Glöckner は上述の如く正確に之を修復している。

だが勿論すべての自由民がこのような状態であった譯ではなからず、M. G. Legum, sectio II. 48. *Memoratorium de exercitu in Gallia* (*Occidentali praeparando*) (S.134) によれば

- 一 *beneficium* を有する者。
- 二 *mansos* *quinque* *de* *proprietate* を有する者。
- 三 *quatuor* *mansos* を有する者。
- 四 *tres* *mansos* を有する者。
- 五 *duas* *mansos* を有する者。
- 六 *unus* *mansos* を有する者。
- 七 *dimidium* *mansos* を持つ者。
- 八 *mancipia* の *Propriam* *possessionem* *terrarum* を持

の非自由民と後期の下級 *Ritter* の如く數人の家族員をもつて主人自から *フーネ* の經營を営んだのであらう。之等の自由民の最下限については前記の貧窮自由民と自己寄進の自由民が考慮される。

C. L. 以下の自己寄進 (*autotraditio*) の例は、Urk. Nr. 715, 839, 1110, 2867, 119. の少數であるが之等の大部分がそのよくな自由民の状態を示している。

Urk. Nr. 715 (anno. 790) は *Presbiter* (*pbr.*) *Erlpaldus* の自己寄進であるが 1 *mansus*, 1 *locus* (*vinea*), VI *mancipia* 等の寄進を含む。

Urk. Nr. 839 (anno 793, Mai 5) は *Adalnuut et Coniux eius Bertgart* の自己寄進は 1 *mansus*, XV *iurnales* の寄進と *mancipia* の記述なく、*seu* へ家族の *manus* の寄進。

Urk. Nr. 1110 (anno 784-804) は *Erpmann* の自己寄進は *Omnes* *collaboratum* (*erarbeiteter* *Besitz* *durch* *Rodung*) と共に寄進。

Urk. Nr. 2867 (anno 787, Juni 12) は *Wolfbertus et coniux eius Vodalhilt* の自己寄進は 1 *mansus*, XV *iurnales* と共に寄進 (Urk. Nr. 839 と同一条件)。

Urk. Nr. 119 (anno 1084-1088) は *Heinricus* と同じ名の自由民が *レプナ* を想えるための自己寄進は *mancipia* を有するも年代も新しく、當面の用例に不適當。

之等の自己寄進の行われる動機は自由民の經濟的窮迫というよりはむしろ信仰によるもの又は將來の保障を得るためと考えられる。然し前述の貧窮者 (*pauperes*) のまじり *マンキピア* も持たぬ土地

西ドイツ中世における “*Bauerntum*” の形成

ため貧窮者。

とらうように自由民の經濟能力を克明に規定している。之等の自由民のうち *Beneficium* を享受する者はその *honos* の受與者の *Munt* に服していたことが推定される。然し 5-3 *mansos* の所持者は必しも *Seniorat* の關係に入らず、*カール* の時代の軍制上の中堅的な自由民を代表していたのであらう。尤も之等の *allodia* の基礎を置く自由民が *メロヴィン* の *omnes leudes* と同様に國家的な *カール* の *Vassalität* の關係に入つたことを否定するものではない。従つて *Capitulare* *Missorum* *de* *exercitu* *pro-* *novendo*, (anno) 808 (M. G. *ibid.* S. 137.) は之等の *フーネ* 所持者及び單獨に出陣する *allodia* の所持者と *Senior* 又はその *Comites* に従つて出陣する *Beneficium* 所持者との區別をして居る。メロヴィンに於ける *leudes* が同時に二人の君主の *leuds* たり得ぬ如く今や *カール* の *vassal* であることと更に他の *senior* の *homines* たることは相對的に區別せられた。然しメロヴィンに於ける *omnes leudes* (*homo francus*) たる限りに於つたその自由民の出陣の義務を食ふ *フーネ* の *Munt* に服す。その際 *Joseph Calmette* は之等の *フーネ* の *allodia* を所持する自由民を重視し、*フーネ* の *Vollhufe* の所持には力點を置つた。そして *Otto Brunner* は斯くの *Die Vollfreien im ursprünglichen Sinne* を *Tirol*, *Steiermark*, *Kärnten* 等の後期の植民地帯における ein “*freies*” *Bauerntum* としての *Freien* から劃然と區別して居る。然し *J. Calmette* はまた *フーネ* よりも少し農地を所持する自由民の數は多しと述べており、少數

なしの自由民については恐らく *accolae* と同様な條件が考慮されねばならないであらう。

最後に之等の人々の生活圏については貸子帳、寄進帳からは僅かしか知り得ないので他の資料に準據して考慮せねばなるまい。

C. L. の *Chronik* に現われる *villa*, *marca* (若くは *Weiler*)⁽¹³⁾ の寄進は殆んど王又は貴族 (M. *Weber* に依れば *Grundherr*) のものであり、*カール* 大王の御料地令における如く *莊司* (*Judex* C. V. 3) 又は仕人 (*ministeriales* C. V. 10) により管理され、諸種の非自由民によつて奉仕される (C. L. Urk. Nr. 1) 莊の構造を *納屋* (*scura* C. V. 19) 蔵 (C. L. Urk. Nr. 3813, 3821. *armarium*)、酒藏 (*Cellarium* C. L. Urk. Nr. 763) 酒藏番 (C. L. Urk. Nr. 161, 3682, 3813, 3836. *Cellarius*)、附屬農園 (*mansionilis* C. V. 19) 領主の職や作業場の (C. L. Urk. Nr. 3677) 女子作業場 (*genitia* C. V. 31, 49) 粉碾場 (*Molendinum*. C. L. Urk. Nr. 40, 48-50) 等が設けられ、粉碾入 (*farinarium* C. L. Urk. Nr. 1) 及びその他職入 (C. V. 45) が居住し、*莊司*によつて裁判集會 (*audientia* C. V. 56) が開かれ、又 *莊舍* (*Casa*) が *莊司*によつて哨戒 (C. V.) せられたのであらう。唯、*locus* の住民は此處から離れて住む。

然し *Gau* 別の寄進帳には 1-4 *mansos* [C. L. Urk. Nr. 1215 (anno 777), 498 (anno 777)……] と書いたより小規模な寄進が現われてくる。之等は寄進した *mansus* 以外の *mansus* が尙寄進者に存在することを考えると前掲の軍制上の中堅的な自由民の 4-4 *mansus* 所持者) 以上の *mansus* の所有者が可成存在したことを

意味すると同時に大等の寄進された mansus は praecaria (praestaria) で寄進者に留保されていたものと考慮せねばならぬ。

更にまた Gau 別寄進帳には 1/2 mansus (Urk. Nr. 1035, anno 770), 2/3 (Urk. Nr. 1241, anno 777), 1/3 (Urk. Nr. 2515, anno 783), 1/4 (Urk. Nr. 1109, anno 790?), 1/6 (Urk. Nr. 1453, anno 768) の寄進の形態も現われている。大等のものに就くは上述の如く mansus の本来の意義からしてその收穫又は利益の 2/3-1/6 が寄進されたと受取れば統一的經濟單位(後には實子單位)としての mansus を分割してその經濟的價值を破壊するところの不合理的が取除かれるだろう。若し然らざれば 1/3 (tertiam partem de uno) molino: molendinum (Mühle) (Urk. Nr. 516, anno 766.) などの場合と同一の扱いを三つと分離するところの不條理を犯さねばならなくなるからである。

mansus はその附屬物(森林、草地、建物、耕地、葡萄酒、通路、用水、用水權、製粉場、ケンキビン等々)と共に寄進された。大等の Komplex として現われてくるがカロリング期では必しも自由民の一人當りの經濟單位として現われてはこぬ。但この外に sortes (sors) (Urk. Nr. 441, 537) 及び iurnalium (例として Urk. Nr. 2437. "unum mansum, et XXX iurnalies, et pratum 1.") anno 782.) の寄進が Gau 別寄進帳に現われるが、多くの零細な iurnalies の寄進と並んで寄進される 100 iurnalies de terra aratoria (Urk. Nr. 3057=3704 a anno 782.) の如き廣大な iurnalies の区及び Gau 1 mansus = 30 iurnalies といふた概念を拘束すれば C. L. Nr. 2437 の如く同一文書の中で全く兩者

mansus と iurnalies) は別個のものとして現われている。從つて 2/3-1/6 mansus はやはり統一的經濟單位としての mansus を意味して書かれたものであり、最初から之を單なる地積の集合として XXX iurnalies の 1/2, 1/3 といふより級々である。C. L. の Gau 別寄進帳に現われる多數の零細自由民はこの様な mansus, iurnalies の經濟的な基礎で生活して来たように思われる(但 iurnalies の地積が土壤の輕重、地形、用途によつて多少一様たり得なかつたに就くは Waitz が既に "Über die altdeutsche Hufe" で詳細にしてゐる)。

【Dreifelderwirtschaft; de terra araturia XXVIII iurnalies in tribus locis situs (C. L. Urk. Nr. 662, anno 771 Juni 2.) といふに於ては Hanssen が之を註釋してゐる。】

11

C. L. に於ける直接農耕者としての半自由民 lidus (litus Urk. Nr. 1. Z. 20) [K. L. の hubae lidorum (plena, integra) = Vollhufe der Liten: Urk. Nr. 3673, 3680.] 及び Conlibertus (Urk. Nr. 1. Z. 20), colonus (Urk. Nr. 85, 151, 153, 157, 164. Z. 40), censuales (Urk. Nr. 3817) と共に現われてゐる。

然し初期カロリングの lidus, colonus が被征服部族又は部族法の意味での自由民から轉化した Halbfreie であり Conlibertus が "affranchi ou affranchi collectivement" といふたものと Stand の社會經濟的機能轉換者としての社會政治的意味轉換の問題とする際には相對的に區別して考察せねばならぬである。

の意味で C. L. Urk. Nr. 40, K. 66 の "selavi" (Russische Kolonien) 及び Colonus のように編入される。

然し Censuales は大部分非自由民から第一次の解放によつて半自由民となつたものであり C. L. の唯一の該當資料として現われる Urk. Nr. 3817 (anno. um 12 Jh.-1200) の censuales は中世固有の半自由民たることを示してゐる。

A. Dopsch 及びその總編輯 Otto Brunner 及び Fontes rerum Austriacarum, Osterreich. Urbar. u. a. によつて行つた斯かる半自由民の Stand の推轉によつての Formulierung に依れば

1' カロリングの自由民の Grundherren = ingenui (Adel) 及び Unfreien の階級 (A. Dopsch, Entwicklung.) (F. Lütge, Sozialwirtschaftliche Strukturverandlung.)

1' 十世紀末に始まる完全非自由民の第一次解放——lex et ius Censuali (Censualetrecht) の形成 (十一—十三世紀に於ける Kolonisation を媒介する) [十一—十三世紀に於ける社會的發展に應じて familia の構造變化が起る (1) familia militaris (a) familia ministerialis (Meier 及び Meier) (b) familia militaris. (2) familia censualis. (3) familia servitis 形成の如く。かへて 十二世紀に familia libra (nobles), familia servilis の ord. 形成の如く] (Herrschaft und Bauer.)

3' 十一世紀に於ける非自由民の第二次解放——ministeriales, milites の出現。lex familia [Hofrecht, des Hochstiftes Worms (1023—25) oder von Limburg (1035)] 現われる。

西ドイツ中世に於ける "Bauerntum" の形成

四' 十二世紀に於ける新たな nobles の形成。Gerichts-ode Bannbezirk の擴大。(ebenda S. 220—1) ("Lut Macht Eigen.") Lehn, Immunität の強化と解體の萌芽發生。

五' 十一—十三世紀に於ける都市の發展と關連して Frohndienst, Naturalleistung の Geldleistung への展開——それによつて解放の unfreier Tagelöhner による置換起る。(經濟轉換による Ritter の Gutswirtschaft への移行) (A. Dopsch, ebenda S. 172.) [かへて半自由の區別をなすた結果として Standideal の發展起る。(O. Brunner, ebenda S. 452, 462.)]

六' 十四世紀に於ける概念の potestas の如く土地に限定された Leib-, Gerichts-, Vogteiherrschaft 等々を以てする階級の全體に包括するものとしての "Herrschaft" 及び (A. Dopsch, ebenda S. 13—14.)

その他の條件としての王權の "lehnrechtliche Herrschaft" 及び他の "reichsmittelbare Gebiete" への後退及び "Der Strukturwandel der sozialen und wirtschaftlichen Kultur" を示すもの。但斯かる "Herrschaft" の概念は之の本質として固有の法的基礎の上で成り立つる。(O. Brunner, ebenda S. 281) 1' 十五世紀に Landesherr であるに於ける Landesherr への Landesherrschaft の機構及び包摂する。(O. Brunner, ebenda S. 278, 288.)

その際 Herren und Ritter als der "Adel" 及び engere Landsgemeinde としての Landleute 及び Landesherr

吾々の問題とした西ドイツの領主制について F. Lütge は“un-gesessene Laten” (Censuales, Hoffeute usw. benannt.) が他に移住する「點を指摘し」、C.L. の Censuales の稀少性の根據を明らかにしている。そして“die gesessenen Laten” の土地負擔 (Reallasten) が十三世紀の價格發展からとり残されたので十四世紀の轉換期に之等の“Hofeute” は新たに (reale) Leibeigene となることの展望を與えている。

中世における直接農耕者の Geburtsstand, Berufsstand が同時代 Politische Stande として現われると言ふことか、中世における生産諸關係は現代經濟理論における純粹に考察された生産關係とは異つた面をも生ずる。従つて F. Lütge が Grundwirtschaft (Gutswirtschaft)-Grund-oder Gutsherrschaft-Herrschaft (Munt) の相對的區別を行つてゐるのやうなところがある。そのことは領主の直接農耕者 (當面 Censuales, colonus, privati homines) と對する Munt (Gewalt und Schutz) のやうな生産が營まれる。

最後に狹義の非自由民が問題とならう。半自由民つまり廣義の部族法の自由民に相對する意味での非自由民が極めて多様な意味をもつてゐた様に完全な非自由民 praebendarii (C.L. Urk. Nr. 53, K143b, 143/9, K153, 153, 3825), servus, ancilla, mancipia servilia も亦複雑な意味と行動圏をもつてゐる。之等の全然 Manumissio を受けず liberti の状態にも達していない非自由民の意味構造についてはすでに別に發表の機會を持つことができた。ただその際 F. Lütge は M. Weber の“Herreneigentum an

Menschen” (Leihherrschaft) はカロリング時代に初めて變革された echte (reale) Grundherrschaft に轉化したことまたその際いづれの場合でもローマ法の dominium 又は現代の獨法に於ける Eigentum と異つた Herrschaft (Muntherrschaft) を基礎とし社會經濟史としては副次的な社會政治的な Machtposition が作用してゐたことを指摘してゐる。その場合成立時期の問題があるとして A. Dopsch-O. Brunner 及び F. Lütge がドイツの Herrschaft の概念の獨白性を主張し、本質的にローマの dominium の概念から區別してゐる點が注目される。

従つて Fritz trautz が C.L. 40 (anno 877) を引證して之等

完全な非自由民の撲殺 (Niederschlag) を部族法に依據して語る場合その限りにあつては同じく之等の者が聖堂の Grundholden (oder reale Leibeigene) に編成されてゆく意義をも確認せねばなるまい。その上で C.L. の唯一の文書としてあらわれてくる C.L. Urk. Nr. 763 (anno 792, März 3) “Il Mancipia Wilherum et Bittrudem quei traditi ad faciendos ingenuos” を Stand との關連で考慮する必要がある。

れたものの直線的な繼續にすぎない。」と述べた A. Dopsch の見解は C.L. に就いても亦重大な意義をもつ。確かに C.L. において十二—十三世紀に於ける非自由民の Stand の社會經濟的推轉は著しいものがある。だが然し之はいまだ上述の中世的支配關係そのものの上に立つており新たな社會經濟的志向の變化がみられない。そして十四—十五世紀の Landesherrschaft による農民の (ラント内) Grundherrschaft からの解放 (Herrschaft の轉換)、都市並びに農村における社會經濟構造の變革をもつてしまひまだ Landesherr の Herrschaft に基づく支配關係の外にあり得なかつた。

社會經濟史研究にとって副次的なものとなるが Otto Brunner は一八四八年迄——社會經濟的に自由な又は非自由な農民が Landesherrschaft のやうな (Pächter としての) [經濟] 關係以外の) Untertan, Holde としての (政治) 關係に立ち——本質的な變化は起らなかつたとしてゐる。

然し吾々の問題とした Bauerntum の成立過程における十二—十三世紀の之等直接農耕者の Stand の意味轉換の理解は十四—十五世紀の社會經濟變革の直接的前提としても不可欠の條件と思われる。

一九五五年五月廿九日

(C.L. 研究のために援助を頂いた塾の學事振興資金による研究の一部であることをこの際明記しておく。)

註

(一) A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit. Bnd. I. S. 134.

西ドイツ中世における“Bauerntum”の形成

(2) 古典的なウィリカチオン・システムの經濟的基礎に支えられた舊領主制理論とマルク制度に基盤を置く農民理論の検討の進むにつれて資料自體の検討が行われ、之等の資料を積極的 (positive) と讀むことによつて兩者の統一的ビルドとしての Herrschaft und Bauer の全面的理解が達成された。然しその際資料の極限において幾つかの制約が現われてくる。之等の制約は時代的、地域的なものとしてあらわれ、更に文書自體の性格つまりそれらの大部分が聖界の資料であることも可成の制約となる。しかし乍ら寄進文書の内容は王領、世俗領の寄進に關するものを含むので文書自體が聖界のものであることはさして大なる制約とはなり得ない。

(e) Otto Brunner, Land und Herrschaft. S. 286.

唯、此處で政治史又は法制史の據點となるルンシャントの本質が不變であるとしても十八—十九世紀の資料が果して社會經濟構造の異なるそれ以前の時代の本質的事態の解明の正確な基礎たり得るかの問題が檢證されねばならぬだらう。

(4) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 232.

C.L. の Urbar に就つてもこのことは全面的に妥當する。然し乍ら Salland の Ackerfron が頻繁に現われる限りにおいて領主の自己經營の記述を全然缺くとは言ひ得ない。唯、之等の奉仕が非自由民、半自由民の生産手段でなく領主の生産手段によつて行われ、後期における Grundholden の如く之等の生産手段がいまだその Errungenschaft となつて居らないうように推定されるが明示されては居ない。(Capitulare de

villis, 23, 32.)

但 C.L. Urk. Nr. 3671." servit.....cum navi et aliis instrumentis." (um 9. Jh.) C. L. Urk. Nr. 3677.

"solunt.....VIII Pannos ex dominico lino, et XI pannos ex proprio lino" (um 9. Jh.) 又此の如きの表現がみられるが、これは外同文書中の布の貢納をたゞ領土の臣民に課せられたものである。

(10) Vgl. Klaus Verheir, Studien zu den Quellen zum Reichsgut der Karolingerzeit. (Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters. Heft 2. 1954.)

(11) C. V. 4 (francus) 50 (iber).

(12) E. Steinmeyer U. E. Sievers, Die althochdeutschen Glossen I (1359), S. 40. Vgl. Waitz, V. G. IV. 2, S.345.

(13) R. Kotschke, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. S. 195.

種族間の交渉を表現して用いられてゐる Accolae は Stammesland の居住者であつたことを示す giburo, buwaere (der Wohnende, Nachbar) といふの意味から轉じたものであつた。(O. Brunner, Land und Herrschaft. S. 297.)

(14) F. Lütge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters. S. 106. ff—S. 164.

(15) Fustel de Courange, L'Allen et le Domaine rurale pendant l'epoque merovingienne, Chapit. XI. 5.

(16) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 162. 又此の如

き農地經營の原理はマンローネンの領土の所領の Streuung という特殊事情を媒介されて展開されたものであるが同様な諸國地を小作に用いたことの事蹟はたゞ Columella, De re rustica. Liber 1. VII 4—5. に事蹟をみられる。

(17) A. Dopsch, ebenda S. 50—52, 223.

(18) 然し乍ら之等の自由民はつまた中世後期になると Ritter の如く、社會政治的にもまた社會經濟的にも共同の利益を主張する Stand として組織としてあつたが、それ等は部族的な Stand の意識から持たせられた。(Vgl. A. Dopsch, Die wirtschaftliche Entwicklung. S. 1 ff. Band II, 2 Auf.)

(19) Migne, Patrologia latina Tomus LXXI. p. 499—500.

"pactiones inter domnum Guntchramnum et domnum Sigibertum."

(20) J. Calmette, Charlemagne. p. 194—5.

この如く Calmette は自費で軍事裝備を行つたマンローネン所持者を規律としてマンローネン以上の者とより多數マンローネン所持者を分けてゐるが、manse (mas) が本来一家の人々を養ふ經濟單位であつたことからの推轉を考慮してゐる。しかし之等の變化を決して軍制上の團體などとはなく社會經濟構造の變化から起つたものである。(A. Dopsch, ebenda. S. 24.)

(21) Otto Brunner, ebenda, S. 386—S. 435.

(22) M. Weber は之等の軍制の Autotradition に於て

を其著作の各處に起したる (Gesammelte Aufsätze, S. 553.) といふのである。

(23) Vgl. F. Lütge, Die Agrarverfassung, S. 97—102.

(24) C. L. Urk. Nr. 1. Willswinda, Canor rhenensis pagi comes といふ Villa (Hagenheim) の條。(Anno 764)

K. Glöckner は之等をたゞ Schenkung ganzer Villen として扱つてゐるが同マントラに關するマントラマンツ、マントラ以外の人々の寄進文書が Urk. Nr. 1921 (anno. 768), 1923—1932 (anno 766—808), 1999 (anno 778) 等に見出され、之等の入々の領地が同一マントラに入り組んでゐたことをマントラマンツ、カンローネの一團領地となつたことを疑はせらる。

C. L. Urk. Nr. 6. Largaritio Magni Karoli in Hephenheim (anno 773—Chronik) の條に K. Glöckner といふ Schenkung ganzer Villen の條に於てある Urk. Nr. 860—872 (anno 771—780?), 887—897 (anno 797—825) 等の如き土地の寄進が、Das ganze Dorf といふ K. Glöckner が Obbeheim の條に於てある der kgl. Gutshof といふのである。

但 K. Glöckner がマンローネンの寄進の項に入してある C. L. Urk. Nr. 19, 25, 27, 53, 99, K. 120. Z. 55, 2658, 3522, 3707a 等と稱しては皆曼トリスの Urk. Nr. 3522 (in Eisenzengoune uilla Beruungen cum omni integrate, anno 793) のみが反證なきため一團領地として殘る。 Ganze Villen

マンローネン中世の如き "Bauerntum" の形成

als Lorsche Besitz といふのである。

(25) C. L. Urk. Nr. 216 (804), 2658 (789).

(26) M. Weber, ebenda S. 553.

(27) Zumal in Karol. Zeit, Einzelsiedlung oder Neurodung. abseits der Dorfanlage. [Z. B. C. L. Urk. Nr. 53 (loca et villulae illuc respicientes.)]

(28) A. Dopsch, ebenda (Herrschaft und Bauer) S. 223. Die Zinseinheit des herrschaftlichen Landes.

(29) C. L. Urk. Nr. 418. unum mansum cum casa, et molino (anno 767), Urk. Nr. 2087. II mansos.....cum hubis praeis siluis aquis et unam vineam (anno 804).

(30) 曼トリスの Manusarius (C. V. 39) はマントリスの領土に hubarii の如きものである。(Chron. Lauresh. S. 427. u. a. G. Waitz, D. R. G. Bd. V. 2. Auf. S. 288.) (C. L. Urk. Nr. 3724b. u. a.)

(31) Zubehör der Horigenhufe.

(32) "I mansus, id est xxx iurnales." (C. L. Urk. Nr. 814. anno 791.) "Una hoba quod. est xxx iugera terrae araturiae." (Dronke, Codex, Nr. 66. anno 788.) "xxx iurnales, id est hubam." (C. L. Urk. Nr. 3609.

anno 793.) "hobae regales=120 und 160 Morgen." "Normalgröße: 60 Morgen." (F. Lütge, Agrarverfassung. S. 266.)

但 F. Lütge は之等の相違を後期の時代的な擴大として

Mittelalter. S. 110. (従つて Manus & Hufo の貧乏負擔者よりもその負擔能力は劣る。)

(22) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. S. 101.

K. Lamprecht, Skizzen zur Rheinischen Geschichte. S. 185—211.

(23) F. Lütge, ebenda. S. 16.

(24) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 32.

(25) 「C. L. 以下は『Mancipia』三田學會雜誌第四十七卷第四號。

(26) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. S. 8, 19.

(27) F. Lütge, ebenda. S. 45.

(28) F. Lütge, ebenda. S. 45, 50.

(29) F. Trautz, ebenda S. 109.

従つて C. L. Urk. Nr. 40. Z. 8. "ut quandiu in hac mortalite divina iussione uixero" を指すのであらう。

(30) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 25. F. Lütge, ebenda S. 99.

(31) A. Dopsch, ebenda S. 27, 28.

35.)

(32) A. Dopsch, ebenda S. 135. F. Lütge, Deutsche Sozial und Wirtschaftsgeschichte. S. IX (Vorwort).

(33) F. Lütge, ebenda S. 102. ナキハトキ時代は若干の reale Leibeigene 状態であらう。

(34) O. Brunner, ebenda S. 99.

(35) O. Brunner, ebenda S. 270, 463.

X X X

[Friedrich I の Reichslandfried (1152—1186) 及び Bauernturnum 形成の契機をなしたハンニウのことは次回に譲る。]

かくて第一次の解放を経た mancipia → censuales は第二次の解放によつて自由となる (ebenda S. 29.) が然し A. Dopsch はドイツ東南部でも西北部でも第一次の解放を経た mancipia のより censuales の一部(西ドイツの die gessenen Lat-en) はたしかに Bauern であつたと述べている。(ebenda S.

保險商品說の研究

庭田 範 秋

一 商品とはなにか

マルクスの「資本論」が「資本制生産様式が支配的に行われる諸社會の富は一の『老大な商品集聚』として現象し、個々の商品はかかる富の原基形態として現象する」と云う有名な冒頭の文言をもつて、その研究が商品 (Die Ware) の分析から始められていることは、この「資本論」において展開される全研究過程が、その端初としての商品形態の、論理的かつ歴史的な自己發展の表現、規定および確認だと云う、豫見的な意味において、十分に注意される必要がある。「ブルジョア社會にとつては、勞働生産物の商品形態あるいは商品の價值形態が経済的な細胞形態である」。商品生産の最高發展段階である資本制社會では、「資本論」の敘述の出發點をなしている商品は、最も一般的な・最も捨象的な・生産關係を表わす。「資本論」はここから出發してより複雑な・より特殊な・より具體的な・生産關係を表わす貨幣、資本等々へ——それらの内面的な辯證法的發展關係に従つて——上向して進んで行く。しかしてまた

商品は資本の原基的形態であるとともにその歴史的前提でもある。商品生産そのものの發展が辯證法的に行われ、その最高發展段階である資本制社會の經濟構造が、先行諸段階を自己のうちに基礎として取入れて、自己のうちで辯證法的にそれらを編成している。「商品は資本主義發生の出發點であり、資本主義の一般の特徴である」。これらの説明をまつて近代的社會は資本制社會の經濟的運動法則が暴露せられる。前掲「資本論」冒頭の一句において、近代的社會の經濟的構造、運動を分析、暴露する研究の全過程の端極と端初、到達點と出發點とが對立の統一として鮮かに規定せられている。

「單純商品生産は、第一に、社會的分業を前提としている。そこで、個々の生産者はそれぞれ種類のちがう生産物をつくる」。すなわち商品生産は資本制生産よりも舊く、奴隸制度、封建制度下にも行われたが、封建制度の崩壞期には、單純商品生産は資本制生産の發生の基礎となつた。總ての、少なくとも大多數の生産物が商品の形態をとるのは資本制生産様式の基礎の上であり、生産物が商品として現われるには、直接的物々交換にその端を發する使用價值と交